## 「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(前回委員会からの修正点)

※アンダーラインは前回安全・安心委員会からの追加・修正箇所

<b>11</b>	-T D	* B	W	
番号	項目	意見	修正の考え方	修正内容等
1	防犯指針の名称に ついて	「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」 について,「各種」は不要ではないか。	修正しない。 防犯指針については,「総則」と6 つの対象が異なる「各種」指針により 構成されているものなので,継続して 名称に「各種」を付けることとする。	左記理由から,修正しない。
2	いて	サブタイトルの『入りにくく、見えやすい』を目指してでは、「犯罪を企図する者が」等といった主語がないとわかりにくい。特に、商業施設等や住宅についての指針を利用者が読むと、サブタイトルは「拒絶」の印象に映りかねない。 もし、サブタイトルをつけるのであれば、「犯罪を起こさせない環境づくりを目指して」などと表示した方が良いと思われる。	意見のとおり、修正する。	サブタイトルをつけないこととするが、「1 総則」(4)基本的な考え方の冒頭に、「入りにくく、見えやすい」まちづくりを目指す旨を記載する。  <修正内容> (4)基本的な考え方  犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」 場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進します。  2頁
3	防犯指針を有効にするためには	防犯指針を有効にするためには「県民一人一人の防犯意識・注意の上に立つもので、継続的な啓発・訓練が求められる」ことも明記した方が良いと思われる。	意見のとおり、修正する。	「1 総則」に新たに(6)「有効活用の推進」を追加し,(6)に記載することとする。  (6)有効活用の促進
4	人的な防犯活動の 充実について	「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」ことが求められた条例や基本計画との関連や整合性において、ハード面を支えるのは、マンパワーの発揮などソフト面充実が不可欠であることを明記する必要がある。	意見のとおり、修正する。	「1 総則」(4)基本的な考え方ホ防犯設備の効果的な活用に追加記載することとする。  (イ) 人的な防犯活動の充実  犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯設備(ハード面)を効果的 に活用するには、人的な防犯活動(ソフト面)の充実が不可欠です。 9頁
5		これまでの防犯指針は、条例や基本計画で具体的指針の必要な、学校等、通学路道路等、住宅、深夜商業施設等について配慮すべき点だったが、今回の社会情勢の変化に鑑み大規模小売店舗・社会福祉施設を追加したことで、県民及び観光客などを取り巻く環境全ての安全・安心をカバーしていく姿勢を打ち出したように感じられた。この点について、(3)指針の方向性でも、「当該指針は、社会情勢の変化に対応し、犯罪の起きやすい状況や環境に着目して犯罪を誘発する要因を除去するよう、基本計画の目標である『犯罪の起きにくい環境づくり』に向けた配慮すべき事項をまとめ、究極的には公共空間全体の防犯性を高めることを目指す」ことを明記した方が指針の位置づけがはっきりと伝わると思う。	意見のとおり、修正する。	「1 総則」(3)方向性に追加記載することとする。 (3)方向性  防犯指針は、犯罪の起きやすい環境(状況)に着目し、県民、事業者等(以下「県民等」という。)の自主的な活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで、イ、ロ、ハ 略を進めることを目指しています。 特に今回の防犯改定指針では、社会情勢の変化に対応し、「犯罪の起きにくい環境づくり」に向けた配慮すべき事項をまとめており、この内容を広め、公共空間全体の防犯性を高めることを目指しています。 2頁

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
6	1 総則 (4) 基本的公考之方	(4)基本的な考え方では、防犯指針を実現するための4事項	意見を取り入れ、修正する。	(4) 基本的な考えた方
7	の確保のための の指針 (r) 防犯カメラの	大規模商業施設等とは異なり、学校は様々な者が入る施設ではないので、侵入できるポイントが決まってくると思われる。出入口を限定し、そこを通った際に音が鳴ったり、ランプが点灯することが分かるようにすれば、高額な防犯カメラを設置しなくても対応できると思われる。	意見を取り入れ、修正する。 センサーライトやブザー等の設置の 検討に関する記載を追加する。	イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立 (イ)敷地内への不審者侵入防止対策 ○ 略 ○ 略 ○ 門は、学校や地域の状況に応じ、来校者の確認のためのインターホン、 侵入監視のためのセンサー <u>ライトやセンサーブザー、</u> 防犯カメラ、遠隔 操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について検討する 必要がある。 13頁
8	の確保のための の指針 ハ被害防止教育	学校と通学路の安全のみについて言及しているので、例えば休日等や通学路以外の児童等の安全確保についてはどうなのかと疑問に思う。児童等の被害を防止をする上で、被害防止教育はとても重要であると思われるので、被害防止教育に関しては強化していくべきであると思われる。	具体的には,(2)通学路等の安全	「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てる。 イ 参加・体験型の訓練の実施 不審者から声をかけられた場合や危険な事案に遭遇した場合の対応訓練など、子どもに危険を回避する能力を身に付けさせる参加・体験型の訓練を実施する。 ロ 相談窓口における情報の共有化 子どもへの効果的な安全教育のため、子どもを対象とする各種相談窓口における子どもの安全対策に関する情報の共有化を推進する。 ※いかのおすしのイラスト追加 23頁
9	た構造、設備等	「駐輪場の設置者等は、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底する。」と記載されているが,「設置者等は使用方法の表示等を行い,チェーン用バーラック,サイクルラックの利用を徹底させる」が正しいのではないか。	意見のとおり、修正する。	○ 駐輪場の設置者等は、 <u>使用方法の表示等を行い、</u> チェーン用バーラック、 サイクルラックの利用を徹底させる 28頁

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
10	4 住宅の犯罪の 防止に配慮した 構造、設備等に 関する指針 (イ) 自転車置場 オートバイ置場 b	自転車置場・オートバイ置場については、可能な限り管理 人室等の近くに配置した方が良いのではないか。	意見のとおり、修正する。	b 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲で、 <u>管理人等の目に届き</u> <u>やすいように配慮するとともに、</u> 周囲に外部から自転車置場等の内部を見 通すことが可能となる開口部を確保する。 38頁
11		現金自動預払機等(ATM)の配置場所について、「可能な限り従業員等の目が届く場所」に配置するように配意する等追加した方が良いのではないか。	意見のとおり、修正する。	○ 店舗に現金自動預支払機等を設置する場合は、 <u>従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、</u> 道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。
12		現金自動預払機等(ATM)の配置場所について,「可能な限り従業員等の目が届く場所」に配置するように配意する等追加した方が良いのではないか。	意見のとおり、修正する。	○ 店舗に現金自動預支払機等を設置する場合は、従業員等の目に届きやすい 場所であるか配慮しながら、 道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。 56頁
13	等の犯罪の防止に配慮した構造、	等を窓ガラスにはり付ける」と記載されているが、社会福祉施設等の場合,場所によっては、消防の指導の上で補助錠をつけないように指導される場合もあるので、何か補足的な記載があった方が良いと思われる。	意見のとおり、修正する。	○ <u>消防署等関係機関に確認の上、</u> 玄関、サッシ等に補助錠を取り付けたり、 防犯フィルム等を窓ガラスにはり付ける。 59頁
14	等の犯罪の防止 に配慮した構造、 設備等に関する 指針	「施設への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報等が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく」と記載されているが、110番(119番)通報等ではなく、「110番(119番)通報、非常通報装置を使用した通報等」と非常通報装置による通報を記載した方がよいと思われる。	意見のとおり、修正する。	○ 施設への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報、非常通報装置を使用した通報等が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。 61頁